

令和7年度に向けた
農地等利用最適化推進施策に関する
意見書

令和6年11月

周南市農業委員会

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃から本委員会の活動に格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、農業者の高齢化・減少、農業後継者・労働力の不足の進行や、気候変動による異常気象の発生に加え、昨今の不安定な国際情勢の影響による農業資材の高騰など、農業・農村を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。

そのような中、国においては、法制定から約 25 年ぶりに、「食料・農業・農村基本法」を見直し、食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立などの施策の具体化に向けた議論が進められているところです。

本委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を認識し、本市の農業及び農業者の代表機関として、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、日常的な農地パトロールを徹底し、地域の現状把握に努めながら、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を継続するとともに、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用等の適正な事務の執行に取り組むなど、本市の農業・農村の振興・発展を図るため、積極的に活動しています。

しかしながら、農業委員会は、事業の直接の実施機関ではなく、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するためには、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、実施する関係行政機関等の全面的な協力が不可欠であります。

つきましては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、ここに、「農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見」を提出いたしますので、令和 7 年度の施策展開及び所要の予算措置に、特段のご考慮をいただけますようお願いいたします。

令和 6 年 11 月 20 日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市農業委員会

会長 山 下 敏 彦

要望意見項目

1	担い手への農地利用の集積・集約化……………	1
(1)	農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援……………	1
(2)	農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実……………	1
2	遊休農地の発生防止・解消……………	2
(1)	小規模・家庭農業の存続に向けた支援……………	2
(2)	担い手の発掘、担い手への直接支援……………	3
(3)	耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進……………	3
(4)	鳥獣被害防止対策の推進……………	3
3	新規参入の促進……………	4
(1)	新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進……………	4
(2)	若者が新規参入できる支援体制の整備……………	4
(3)	下限面積要件の撤廃に伴う新規就農者の受け入れ推進……………	5
4	その他……………	5
(1)	高温化に対応した作物への移行……………	5
(2)	「農用地利用集積等促進計画」による利用権設定へのスムーズな移行…	5
(3)	太陽光発電施設と地域コミュニティの受容性との調和……………	6
(4)	タブレット端末の完全導入……………	7
(5)	「農業委員会だより」の年2回発行……………	8

令和7年度に向けた 農地等利用最適化推進施策に関する意見

1 担い手への農地利用の集積・集約化

農業の生産性を高め競争力を強化するためには、農業用施設の整備・改善、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減など、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、引き続き本委員会と連携し、次のことについて対応を図られたい。

(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

市では、本庁及び総合支所の窓口にて、県が基盤整備に関する事業の概要をまとめたパンフレット「山口県の農業農村整備」を備え付け、また、周南市土地改良推進協議会の総会において、補助制度の概要等をまとめたチラシを配布するとお聞きしている。

今後も継続して、地域において、効率的な農地利用と担い手への集積・集約化に取り組むために、農業者に確実に届くよう、国・県の事業も含めた支援制度の積極的な周知を図るとともに、具体的に、地域の特性に応じた活用方策の提案など、きめ細かな営農意欲の喚起と農地所有者の合意形成を働きかけ、制度活用のための支援を行われたい。

(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

市内には、農業生産基盤である農道や水路が完成してから長い年月を経ており、経年劣化により整備の必要な地域がある。

経年劣化や大雨等で破損して通行や取水に支障をきたすと営農活動に影響がでるばかりでなく、そのまま放置され耕作放棄に至るおそれもあることから、自然災害による被害等があれば早期復旧が図られるよう迅速な対応をお願いする。

特に農道の維持管理においては、近年農地の宅地化が進む中、地域住民の生活道としての比重が高まり、農業政策のみの取組では限界があるところもあることから、社会的共通資本としての農道の在り方について、今後の対策を検討していただきたい。

その他水利に欠かせない頭首工が機能を果たしていない地域では、営農に支障

をきたしている状況もある。

さらに、中山間地域では、山水を水利としているところがあり、水源となる山林が近年管理されずに荒廃し水路に流れていた水が枯渇した事例や、水路上流の農地が荒廃し用水路が機能しなくなった事例等も発生し、最近の異常気象による災害も加わり、水稻栽培で必要な時期に水管理ができず耕作放棄に至ることも考えられる。水源から耕作地への水の供給施設の復旧等は、個人では負担が大きく対応が困難な上、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用での対応にも難しい面がある。

このような点を踏まえ、農業用施設の維持修繕に対する更なる支援をお願いしたい。

2 遊休農地の発生防止・解消

農地は市民に多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災や自然環境の形成等、多様な役割を果たしており、安定的な利活用と保全が重要であることから、農地の有効利用を推進するため、地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展開できるよう施策を講じるとともに、農地の条件整備や担い手の育成・確保など、遊休農地の発生防止・解消のため、次のことについて対応を図られたい。

(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援

中山間地域等では、高齢化が進み、後継者がいないため、遊休農地や再生利用困難な荒廃農地が非常に多くなっている。また、ほ場整備のされていない農地も多く、農地が狭く、農機具の搬入が容易でないなど、農地の利用の集積・集約も難しい状況にあり、生産基盤等の改善が必要な所も存在する。

こうした中で、中山間地域等の農地を守り、農地の持つ多面的機能(景観、災害防止等)や地域の集落を維持する観点から、小規模・家族農業を継続していくための支援が是非とも必要である。

小規模・家族農業では、農機具の維持管理が大きな負担になっていることから、省力化機械の導入支援などの小規模農業に取り組みやすい環境整備について、国・県への働きかけも含め検討されたい。

その他、小規模・家族農業の存続に向けた支援を検討していただきたい。

(2) 担い手の発掘、担い手への直接支援

高齢化や人口減少による農業者の減少、耕作放棄地の増大は誰もが懸念するところである。

本市は、臨海部に石油化学コンビナートが立地し、就業の場が確保されていることなどから兼業農家が多く、兼業農家を継続する者、定年で回帰した者等、団塊の世代を中心とした高齢者が先祖伝来の土地を守っているのが実情である。生活の安定を考えると、次の世代に農業を押し付ける冒険もできず、「農機具が壊れたら農業はもうお仕舞い。」、「僕らの代で終わりよの〜。」との話しをよく聞く。農地の広さや立地状況は別にして、農地の出し手はいくらでもいるが、受け手である担い手がいなのが現状である。

こうした中、これまで以上に関係機関と連携・協力して新たな担い手を発掘する取組みを進めるとともに、担い手へ直接支援する制度の検討、さらに、社会構造を変えてしまうくらいの思い切った施策・政策が必要であり、このことをしっかりと国や県へ働きかけていただきたい。

(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

農業者の高齢化、土地持ち非農家の増加などにより、耕作者不在で管理できていない農地は、雑草が繁茂し、有害鳥獣の棲み処になり、周辺農家に悪影響を及ぼすこととなり、また年々増加する傾向にある。

こうした中、他県では、耕作放棄地の解消を図るため、「農地再生事業補助金」を創設し、荒廃農地を新たに再生して利用する農業者等に対して再生のために必要な経費を市が補助する制度を取り入れているところがある。

この例では、市及び農業委員会の調査により「荒廃農地」とされた農地及び荒廃農地となるおそれのある農地を対象とし、農地の整備に係る経費（障害物の除去、整地及び耕起に使用する重機リース、土壌改良、樹木の処分、作業委託等）の一部を予算の範囲内で補助するものである。

本市においても、是非とも検討をお願いしたい。

(4) 鳥獣被害防止対策の推進

有害鳥獣被害は、食害による収入減少だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる生産基盤の破壊が、農業者の営農意欲を減少させ、耕作放棄地の増大にもつな

がっている。

市町の行政区域を越えた対応も含めて、効果的な捕獲活動や侵入防止柵整備の促進、また、狩猟免許取得に係る助成拡大や猟銃保有に係る負担軽減などによる捕獲従事者の確保、イノシシ捕獲用箱わなの増設、ICT機器・ドローン等の先端技術の活用研究など、引き続き、鳥獣被害防止対策を推進されたい。

また、安心して営農活動に励み暮らせるようクマを有害鳥獣として対応すること、さらに野菜への被害が続発している野生サルについて、絶対数を減らすべく、「頭数管理」をすることの検討を進めていただきたい。

3 新規参入の促進

農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進行する中、地域農業を支える担い手の確保を図るため、認定農業者、女性・青年農業者の育成や集落営農組織の法人化等を進めるとともに、新規参入を促進し、多様な担い手の育成のため、次のことについて対応を図られたい。

(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の育成・確保は非常に重要な喫緊の課題である。

農業従事者の減少は、地域における生産活動の低下につながり、地域の安定的な生産体制を維持していくためにも、学校を卒業した若者のほか、Uターンや定年退職後に就農を希望する者など、幅広く新規就農者を確保できる対策を取るとともに、新規就農者に対する技術習得や経営相談等についても、農業技術向上のための研修や講習会の開催、営農計画の指導等、農業経営安定のための支援を実施するなど必要に応じた適切な支援体制を推進されたい。

(2) 若者が新規参入できる支援体制の整備

20代から30代の若者の新規参入者を増やしていくためには、農地の確保、初期投資、作物の売り先など課題が多い。

個人や小規模な農家では、使える補助金も少ない。

設備投資や販路拡大、人件費などについて、サポートできる体制を整備していただきたい。

(3) 下限面積要件の撤廃に伴う新規就農者の受け入れ推進

昨年4月の農地法（昭和27年法律第229号）の改正により、下限面積要件が撤廃され、経営規模の大小にかかわらず、農地の取得ができるようになったことで、意欲を持った新規就農者を地域内外から取り込むことが可能となった。

昨年度及び今年度の農地等の取得のための農地法第3条許可申請の件数を見ると、それまでと比べて、非常に多くなっている。

この中には、半農半Xなど副業的な営農者や自家消費を目的とした新規就農者もおられ、多様な担い手として位置付け、営農が継続できるよう適切に育成・支援されるなどされ、新たな就農者の確保を推進し、地域の農業を活性化させ、持続可能な農業の発展につなげていただきたい。

4 その他

上記1から3の「農地等の利用の最適化の推進」に加え、高温化に対応した作物への移行、本市の利用権設定の事務の新制度への移行、太陽光発電施設の環境に配慮した健全な運用管理、農業委員会の業務改革、市民への適切な情報伝達のため、次のことについて対応を図られたい。

(1) 高温化に対応した作物への移行

鹿野地区のわさび栽培について、地球温暖化に伴う冬季の高温及び優良苗の供給不足により減収になっていると見受けられる。このような中、わさび栽培を止めたいという声も聞いている。

栽培環境が変化する中、今まで栽培してきた作物にこだわらず、高温化に対応した新しい換金作物の栽培について、市で研究・助言できないか。

(2) 「農用地利用集積等促進計画」による利用権設定へのスムーズな移行

令和7年3月末で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正による2年間の経過措置が終了し、今までの市が定める「農用地利用集積計画」による相対での利用権設定がなくなり、令和7年4月以降は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に定める「農用地利用集積等促進計画」による農地中間管理機構（農地バンク）を通した利用権設定に替わる。

新制度移行に伴い、利用権設定に必要な申出書等の様式も変更され、窓口も農

業委員会から市の農業振興課になり、今まで農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が借主、貸主に対し直接行っていた「申出書」の提出事務等についても、農業振興課が行うこととなる。（従来からも利用権設定は市の業務であるが、本市では本委員会が窓口になっていた。）

制度の変更について分かりやすく丁寧な周知を図っていただき、人員体制も含め、スムーズな移行ができるよう特段の配慮をお願いしたい。

（３） 太陽光発電施設と地域コミュニティの受容性との調和

本委員会では、太陽光発電施設の設置を目的とした農地転用について、「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」及び「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を作成・配付し、周辺への配慮の重要性を強調するとともに、環境省及び資源エネルギー庁のガイドラインも例示し、周辺の土地所有者や耕作者への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いした上で、転用許可申請が行なわれた事案については、地域の農業者の利益を守る、周辺の農地・農業への影響を最小限にする、農村の地域コミュニティを守るといった観点から、発電事業の内容を厳正に審査するとともに、転用許可後においては事業完了を確認するなど、農地法の適正な執行に努めている。

また、転用後には、農地でなくなり農地法は適用されず、農業委員会の所掌からは外れるが、地域から要望があった場合には、直接、太陽光発電施設の管理者に連絡して適正な管理をお願いしている。

さらに、令和５年１２月には、「太陽光発電設備の設置に係る農地転用の方針」を定め、ホームページにも掲載しているところである。

太陽光発電施設に関しては、令和３年の意見の中で「（仮称）太陽光発電設備の設置に関する条例の制定」を提案して以来、令和４年には、「将来の『空き家問題』とならないよう、目に見える形での積極的な取組み、実効性のある指導」をされることを要望し、昨年は、「農地ではなく、地目が雑種地などになった土地に関する環境上の課題に対する所管窓口は、本市においては、市長部局が果たすべきであり、農地を転用した土地に係る環境上の安全その他の課題に対して、適切に対応することが農地の転用後の土地に対する市民の不安の解消・軽減につながり、農地の転用に係る業務を適正に行う上でも有益である」ことから、さらに、

「受け身ではなく、主体的・積極的な取組み、指導」をされることを要望した。

この間、下関市におかれては、令和4年12月に「下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例」を制定されている。

本市は、条例化に消極的であると推察するが、太陽光発電施設を所有する事業者の多くは、市外に所在する者、言わば「不在地主」であり、持続可能な太陽光発電施設となるためには、地域コミュニティの受容性との調和に向けて、自然災害発生への懸念、地域の景観、自然景観の悪化、地域のコミュニティ（共同作業）への影響、水路、里道、生活道の維持管理、将来の撤退後の懸念など顕在化あるいは潜在的な「やっかいな課題」に取り組むことが肝要である。

特に、農業に関しては、繁茂した雑草を放置することは、害虫の温床になり、農業被害の原因となるものである。

条例化しないのならば、直接、既設の太陽光発電事業者等へ、生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境への注意を喚起し、維持管理の徹底を要請する文書を送付されることをお願いする。

地元の市長の名において、強くアピールしていただきたい。

（不作為の責めを受けないためにも、行動することが大切であり、まずは、市内で地面に設置した太陽光発電施設について、経済産業省（資源エネルギー庁）への問い合わせにより調査を行い、太陽光発電施設の設置場所、発電事業者、施設の管理者等を把握し、名寄せの上実施すれば、送付する件数も集約されると思う。）

（４） タブレット端末の完全導入

このことについては、令和4年に国庫補助を活用して導入した20台のタブレット端末に加え、農業委員及び推進委員（以下これらを「委員等」という。）の全員に一人一台のタブレット端末を導入するため、不足する35台（委員等51台＋予備・事務局分4台－20台）を導入しようとするものであるが、令和4年、令和5年と2回にわたって予算措置をお願いし、今回が3度目のお願いである。

この間、令和5年度には導入済みの19台を徳山北部地区、熊毛地区及び鹿野地区の推進委員19人に貸与し、農地パトロール（利用状況調査）や目標地図作成のための意向把握に利用してもらい、今年度は、その端末を南部地区及び西部

地区の推進委員 13 人に回して、同様に活用を試みた。

また、令和 6 年 3 月には、「周南市農業委員会タブレット端末に関する要綱」を制定し、使用できる環境を整えた。

さらに、令和 5 年度から改正後の農業委員会等に関する法律などが施行され、農業委員と推進委員は、農地の最適化活動を行うことやその連携を密にすることがより一層求められている。

これからの新しい課題に対処するために、農地の貸し借りなど権利移動に関する情報や遊休農地に関する情報を共有することが肝要であることから、使い回しではなく、委員等の全員が常時使うことができるタブレット端末の完全導入が実現できるよう、特段の予算措置をお願いする。

なお、タブレット端末は、通信機能やGPS機能を備え、写真撮影もでき、現場で登録した出し手・受け手の意向等の情報、活動記録簿及び利用状況調査等の結果が、農業委員会サポートシステムに自動反映され、農業委員会事務局の負担を大幅に軽減できるものである。

委員等が日々活動する中で、eMAFF地図と連携した現地確認アプリや意向把握アプリ、活動記録アプリを搭載したタブレット端末の完全導入は、農業委員会のデジタル化、DXの一丁目一番地であり、是非とも実現させていただきたい。

(5) 「農業委員会だより」の年 2 回発行

令和 5 年度の当初予算から、「農業委員会だより」1 回分の発行経費が計上され、本年 9 月 1 日には「しゅうなん農業委員会だより」の第 2 号を発行した。

この編集には、委員等の中から選出された広報委員による広報委員会が携わっており、第 2 号では、市民の目線で、今策定に取り組んでいる地域計画、農地バンクの活用による農地の貸し借り、相続登記、よくある質問を載せ、分かりやすく、インパクトのある紙面であった。

「守りの農業委員会」から「攻めの農業委員会」となるためには、積極的な情報発信は必要不可欠である。

農業委員会だよりの果たす役割は、農業委員会活動の“見える化”や地域目線で農業政策等を解説する情報媒体として大きな意味があり、①農業委員会からのお知らせ、②農業委員会の活動報告、③地域の農業情報の 3 つの項目をバランス

よく取り入れた紙面づくりを進めることが大切である。

今後、広報委員会では、広報委員自らの取材による新規就農者の掘り起こし記事や適時・適切な情報提供、お知らせを予定している。

そのためには、年1回の発行では、タイミングが難しくタイムリーさに欠け、掲載する情報量にも限界がある。

ついては、9月・3月の年2回「しゅうなん農業委員会だより」の発行ができるよう予算措置について、特段のご配慮をお願いする。